

令和7年度

第2回 香川県公共事業評価委員会

令和7年8月1日

## 目 次

### 【総括資料】

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ <u>再評価</u> 対象事業位置図	10
○ <u>再評価</u> 対象事業総括表	11
○ <u>再評価</u> の視点と対応方針決定の考え方	13
○ <u>事後評価</u> 対象事業総括表	14
○ 社会資本総合整備計画等の <u>事後評価</u> について	16
○ 再評価実施要領等	20

### 【別添資料】

#### (再評価)

○ 大規模特定河川事業（高瀬川水系）	資料－1
○ 農山漁村地域整備交付金事業（大規模農道西讃南部）	資料－2

#### (事後評価) (事後評価) 資料1～5は第1回委員会で審議

○ 港湾施設の適切な維持管理による港湾機能の確保	(事後評価)資料－6
○ 香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの 実現（第3期）	(事後評価)資料－7

# 令和7年度 第2回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：令和7年8月1日（金）13：30～

場 所：アイパル香川（香川国際交流会館）3階 第5～第6会議室

- 1 開 会
- 2 再評価の審議  
○事業説明及び質疑応答
- 3 詳細審議対象事業について
- 4 事後評価の審議  
○事後評価の説明及び質疑応答（事後評価対象番号6～7）
- 5 その他
- 6 閉 会

## 香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和7年7月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学創造工学部教授学部長	末永 慶寛
佐藤好美建築工房主宰	佐藤 好美
(株)人間科学研究所所長	池田 弘子
香川大学経済学部准教授	福村 晃一
(一社)香川経済同友会専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部准教授	玉置 哲也

以上 7委員(敬称略・順不同)

# 香川県公共事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

## 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

### 1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

### 2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

### 3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

#### 4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

# 令和7年度事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

①大規模特定河川事業  
(高瀬川水系)

②農山漁村地域整備交付金事業  
(大規模農道西讃南部)



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和7年度 事業評価 【再評価】対象事業総括表

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	大規模特定河川事業	高瀬川水系	香川県	三豊市	R2 (2020)	R32 (2050)	事業採択後5年 (R2)	B	継続		
2	農山漁村地域整備交付金事業	大規模農道 西讃南部	香川県	観音寺市 三豊市	H10 (1998)	R13 (2031)	再評価後5年 (R2)	D	継続	○	H27再評価 (2015年度)
計 2事業											

※○:抽出審議

■対応方針(案) 継続 2事業

※●:抽出審議+現場調査

区分

- A:事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B:事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1)</sup>の年度末までに実施)
- C:事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D:再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E:その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1:国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和7年度 事業評価 【再評価】対象事業総括表【詳細版】

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	6年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	大規模特定河川事業	高瀬川水系	香川県	三豊市	R2(2020)	R32(2050)	5,221	477	工事10% (事業費ベース) 用地7% (事業費ベース)	4,744	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	事業採択後5年(R2)	B	継続	
2	農山漁村地域整備交付金事業	大規模農道西讃南部	香川県	観音寺市 三豊市	H10(1998)	R13(2031)	10,176	9,267	用地100% (延長ベース) 道路88% (延長ベース)	909	本路線は、県下屈指の農業地帯である三豊平野南部の農業生産団地を通過しており、基幹農道の整備を行うことにより農畜産物の集出荷から加工・流通までを組織化し、京阪神市場への物流の効率化を図るとともに、農村地域の生活環境の改善からの観点からも早期完成が望まれている。また、今後予想される大規模災害時の緊急輸送路や避難路としての活用も見込まれる。	県道や市道などの主要道路と接続した「重点整備区間」を設定し、工事費の重点配分を行いながら工事を進め、順次供用を開始し、部分的な事業効果の早期発言を図るなど、限られた予算を効果的に執行するように努めてはいるが、国・県及び市の厳しい財政事情により大幅な事業費の確保が困難な状況となっており、事業が長期化している。	再評価後5年(R2)	D	継続	
総計 2事業																

■対応方針(案) 継続 2事業

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

# 再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

## ■ 再評価の視点（第5の3）

### ① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

## ■ 対応方針決定の考え方（第5の4）

再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
—			
○	⇔	×	継続
×	⇔	○	
×	⇔	×	×
(見直しを実施することにより、①及び②の視点による再評価が継続妥当と判断できる場合)			中止
(見直しを実施した場合でも継続が妥当と判断できない場合)			

令和7年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)

評価対象番号	事業名	事業主体	事業実施箇所	着手年度	事業完了予定年度	継続計画	資料名
6	社会資本総合整備計画 港湾施設の適切な維持管理による 港湾機能の確保	丸亀市	丸亀市	2010 (H22)	2014 (H26)	無	【資料6】
7	社会資本総合整備計画 香川県における安全・安心・快適な住まい づくり、まちづくりの実現(第3期)	香川県 他17市町	県内一円	2021 (R3)	2025 (R7)	有	【資料7】

対象番号1～5は第1回委員会で審議

令和7年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)【詳細版】

令和7年7月現在

所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
													単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率
港湾課	6	社会資本総合整備計画 港湾施設の適切な維持管理 による港湾機能の確保	丸亀市	43	2010 (H22)	2014 (H26)	無	港湾施設の機能保全、延命化をはかるため、施設の長寿命化計画を策定し、将来の改良・更新コストを抑制しつつ計画的かつ適正な維持管理を推進する。	本島港 外郭施設6施設 係留施設12施設 尻浜港 外郭施設2施設 生ノ浜港 外郭施設2施設 大浦港 外郭施設1施設 新在家港 外郭施設1施設 里浦港 外郭施設3施設 係留施設1施設 小浦港 外郭施設1施設 江の浦港 外郭施設11施設 係留施設6施設 青木港 外郭施設6施設 係留施設6施設 手島港 外郭施設3施設 係留施設3施設	【十分な効果があった】 長寿命化計画において港湾施設の定期点検を行い、計画の策定を行った。これにより計画的かつ効率的な維持管理を行う体制が整った。	【計画より早く進捗】 島単位での発注を行った事により、当初計画より早い事業進捗となった。 ・進捗率(事業費ベース) 57% ・進捗率(定量的指標ベース) 100%  ・進捗率(事業費ベース) が低い理由 計画事業費より策定業務が安価な実施事業費で施行できたため、進捗率は低いですが、全10港分の策定は完了した。	適切な維持管理港数の向上(0→10港)  【算定式:実施港数/全体計画港数×100%】	港	0	10	10	100%	【完了】 計画に基づいて港湾施設の機能保全・延命化をはかり、将来の改良・更新コストを抑制しつつ計画的かつ適正な維持管理を推進する。	【資料6】
住宅課	7	社会資本総合整備計画 香川県における安全・安心・快適な住まいづくり、まちづくりの実現(第3期)	香川県 他17市町	11,410	2021 (R3)	2025 (R7)	有	人口が減少に転じ、高齢化率、空き家率ともに上昇しているなか、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震に備え、住宅ストックの適正管理や質の向上を図るため、空き家の利活用及び民間住宅の耐震化を促進し、地域における住環境の一体的な向上に努める。 また、公営住宅等の既存ストックへの予防保全的な改修を推進し、既存ストックの長期的な性能向上に努める。	・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・住宅・建築物安全ストック形成事業	【十分な効果があった】 ・公営住宅の外壁改修や設備改修により、順調に長寿命化対策を進めることができた。 ・民間住宅耐震化促進のための普及啓発、技術者育成についても、目標を上回る回数の講座や講演会を開催し、一定の成果を上げることができた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 94%  ・予算(国費配分)が想定を下回ることにより、必要な事業費が確保できず、事業を延伸または縮小したこと。また、民間事業者への補助件数が当初の想定どおりにならなかったこと等により一部の事業において、進捗が遅れた。	長寿命化計画に記載された「長寿命化型ストック改善」を行う棟の事業進捗率の向上  長寿命化型ストック改善を行った棟数/長寿命化計画に記載された実施予定の棟数	%	0 (0/342) (棟)	100 (342/342) (棟)	95 (325/342) (棟)	95%	【継続】 公営住宅ストックの長寿命化や住環境の向上に努める一方、民間住宅の耐震化対策、空き家対策についても、市町と連携し、取り組みを前進させることとする。また、今回の事後評価の結果を踏まえ、次期計画を作成するとともに、予算の確保に努め、事業の進捗を図る。	【資料7】
													%	0 (0/50) (回)	100 (50/50) (回)	126 (63/50) (回)	126%		

# 社会資本総合整備計画等の 事後評価について

# 社会資本整備総合交付金事業について

## 概要

- ◆国土交通省所管の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設
- ◆地方公共団体が地域の課題を自ら抽出して作成する「社会資本整備総合計画」に基づき、計画の目標実現のための、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業等を総合的・一体的に支援（ハード・ソフトの両面からトータル支援）
- ◆社会資本整備総合計画に位置付けられた事業の範囲内で国費を自由に充当可能

## 社会資本整備総合計画書

目標実現のため  
複数の事業を  
パッケージ化して採択

### 基幹事業

○基幹となるハード整備  
（道路、治水、港湾、下水道、都市公園、住環境整備 等々）

### 関連事業

○基幹事業と一体的に行う他種のハード整備  
（関連する各種の社会資本整備事業）

### 効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業等と一体となって、  
基幹事業の効果を一層高める事業（ソフト事業を含む）

- ★計画の名称
- ★計画（パッケージ）の目標
- ★計画の期間（概ね3～5年で設定）
- ★目標達成のため必要な交付対象事業
- ★全体事業費
- ★事業効果の把握及び評価に関する事項  
（定量的な成果指標：現況値 ⇒ 中間目標値 ⇒ 最終目標値）

## 事後評価（計画期間終了時）

- ①要素事業の進捗
- ②事業効果の発現状況
- ③最終目標値の達成状況
- ④今後の方針

香川県  
公共事業  
評価委員会

事後評価の結果を次期計画に反映  
同種事業の計画策定・事業運営に反映

# 事後評価書（見本）

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）

事後評価書

計画の名称	1 総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）			交付対象	香川県、東かがわ市、多度津町、土庄町、坂出市、善通寺市、小豆島町、宇多津町、さぬき市、高松市、丸亀市、三豊市、観音寺市、まんのう町				
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）								
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命と財産を守るための砂防施設等の整備（安全・安心の向上）</li> <li>土砂災害警戒区域等の指定促進</li> </ul>								

見本

## ⑨事業効果の発現状況

1. 事業効果の発現状況 : 十分な効果があった（一定の効果があった・効果がなかった）

土砂災害から保全される人家が1,010戸、災害時要援護者施設が4箇所増加するといった効果や、地元説明会を行うことによって、県民の方々に土砂災害に対する認識を深めていただけたといった定性的な効果も確認した。効果促進事業においても、各市町の土砂災害ハザードマップが完成・各家庭に配布され、自治会の集会などで自宅付近の危険箇所や避難場所等を確認したり、近隣に完成した砂防施設の効果を認識していただくなど、一体的に実施した成果を確認した。

## ⑫～⑬最終目標値の達成状況

計画の成果目標（定量的指標）																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害を受ける恐れのある人家 1,161戸を保全する。</li> <li>土砂災害を受ける恐れのある災害時要援護者施設 6箇所を保全する。</li> </ul>																														
定量的指標の定義及び算定式																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">達成率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H22当初)</th> <th>中間目標値 (H24末)</th> <th>最終目標値 (H26末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数</td> <td>目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸</td> <td>14,568 戸</td> <td>14,951 戸 14,800 戸</td> <td>87.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数</td> <td>目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所</td> <td>57 箇所</td> <td>61 箇所 59 箇所</td> <td>66.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)	砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸 14,800 戸	87.0%		砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所 59 箇所	66.7%	
	定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考																									
	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)																											
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸 14,800 戸	87.0%																										
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所 59 箇所	66.7%																										
全体事業費	合計 (A+B+C)	538百万円	A	517百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	3.90%	進捗率 (事業費ベース)	55.0%																		
実施事業費	合計 (A+B+C)	296百万円	A	275百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.09%																				

計画通り進捗しなかった理由

## ⑩各要素事業の進捗状況

交付対象事業																		
A1 砂防事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A1-1	砂防	一般	香川県	直接	-	上日開谷川通常砂防事業	砂防堰堤1基	東かがわ市						82	20	24.4%	予算が確保できなかった	
1-A1-2	砂防	一般	香川県	直接	-	大楯川通常砂防事業	砂防堰堤2基	東かがわ市						200	20	10.0%	用地難航箇所	
1-A1-3	砂防	一般	香川県	直接	-	森兼川通常砂防事業	砂防堰堤1基	東かがわ市						112	112	100.0%		
小計(砂防事業)														394	152	38.6%		
A2 地すべり対策事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A2-1	地すべり	一般	香川県	直接	-	横畑地区地すべり対策事業	横ボーリング工、アンカー工	仲多度郡まんのう町						81	81	100.0%		
1-A2-2	地すべり	一般	香川県	直接	-	絵地区地すべり対策事業	横ボーリング工	高松市						42	42	100.0%		
小計(地すべり対策事業)														123	123	100.0%		
合計														517	275	53.2%		
B 関連社会資本整備事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考
										H22	H23	H24	H25	H26				
合計																		
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		

実際の実施期間を記載

# 事後評価書（見本）

C 効果促進事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26				
1-C1-1	計画・調査	一般	東かがわ市	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	東かがわ市における土砂災害ハザードマップの作成	東かがわ市						3	3	100.0%	見本
1-C1-2	計画・調査	一般	多度津町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	多度津町における土砂災害ハザードマップの作成	多度津町						14	14	100.0%	
1-C1-3	計画・調査	一般	土庄町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	土庄町における土砂災害ハザードマップの作成	土庄町						4	4	100.0%	
合計															21	21	100.0%	
番号	一体的に実施することにより期待される効果																	備考
1-C1-1	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	
1-C1-2	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	
1-C1-3	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	
その他関連する事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）		事業内容・規模等	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26				
A'	砂防	一般	香川県	直接	-	西谷上川通常砂防事業		砂防堰堤工1基	高松市						45	45	100.0%	
	砂防	離島	香川県	直接	-	平野川西川通常砂防事業		砂防堰堤工1基	小豆郡小豆島町						25	0	0.0%	予算が確保できなかった
	総流防	一般	香川県	直接	-	香川西部圏域総合流域防災事業		法面工1式	仲多度郡多度津町						38	38	100.0%	
合計															108	83	76.9%	

A'	108百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	3.25%
A'	83百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	5.54%

## 要素事業の事業進捗

- 計画通り進捗（概ね計画通り進捗 ・ 進捗が不十分）
- 一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。
  - 用地難航箇所においては、地権者に対する説明回数を増やし、ようやく納得していただいた。

⑩進捗状況(まとめ)

## 2. 今後の方針

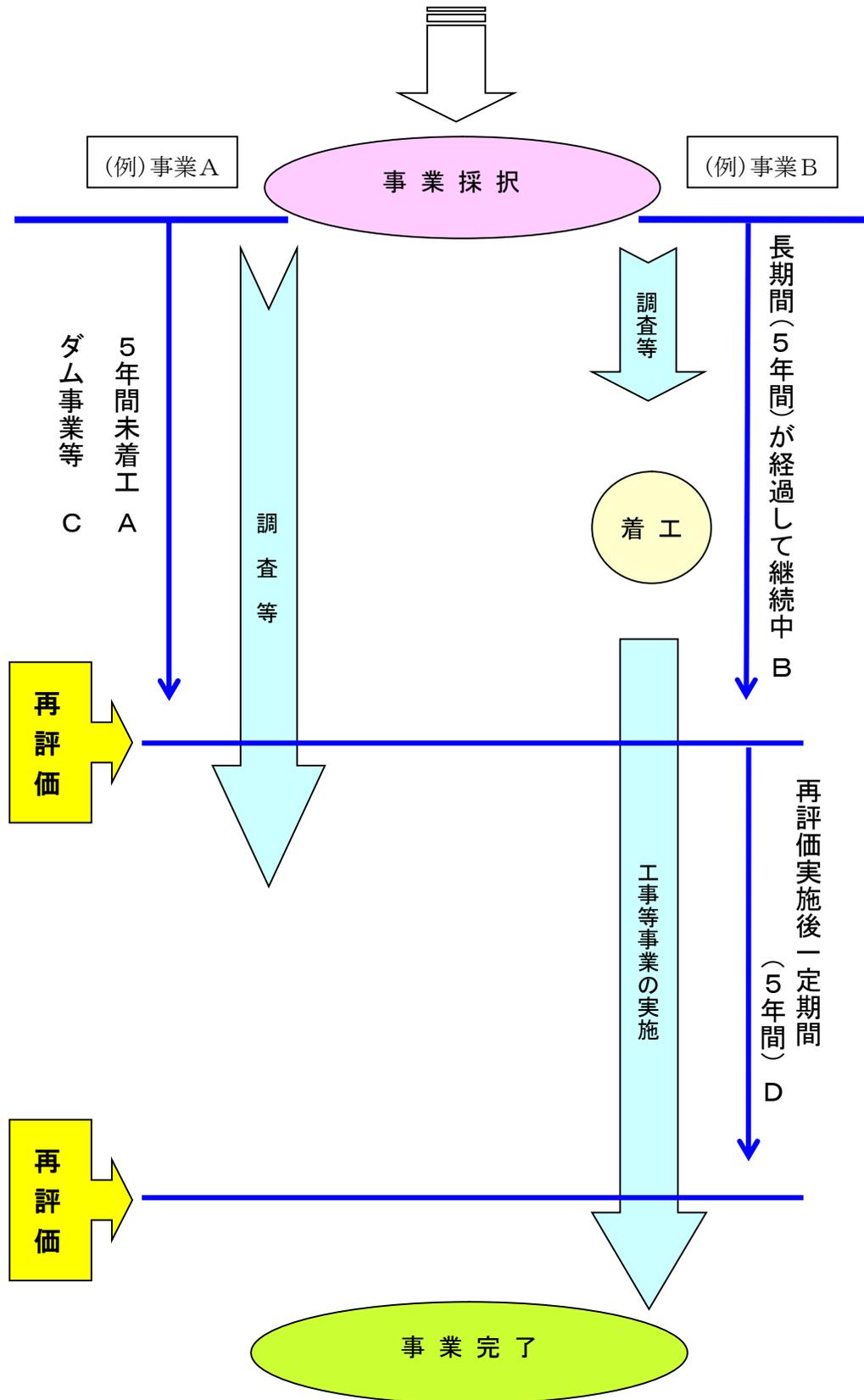
- 継続（計画見直し ・ 完了）
- 整備計画としての適切性の評価による次計画での見直し事項
  - 遅延対策
  - 次計画における改善策（目標値が達成できなかった場合）

⑭今後の方針

# 再 評 価 実 施 要 領 等

- 事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）・・・・・・・・・・ 21
- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領【R6. 9. 5】・・・・・・・・・・ 22
- 河川及びダム事業の再評価実施要領細目【H22. 4. 1】・・・・・・・・・・ 34
- 農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領【R5. 1. 20】・・ 38
- 社会資本整備総合交付金交付要綱【R7. 3. 31】・・・・・・・・・・ 41

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

## 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

### 第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業について

は「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

## 2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業

- については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。
- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
  - (3) 水道に係る事業においては、「第3の1(2)事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業」の「長期間」とは「10年間」とする。なお、令和5年度以前に事業採択された事業においても同様の取り扱いとする。
  - (4) 工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事業費や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適時・適切に再評価を実施すること。

#### 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

##### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
  - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
  - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
  - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
  - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業につい

ては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

- ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。

また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。

- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

## 2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

## 3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

#### 4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。

1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。

2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。

② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

### 第5 再評価の手法

#### 1 再評価手法の策定

(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。

(3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

(4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

## 3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

### ① 事業の必要性等に関する視点

#### 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

#### 2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

#### 3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

#### 4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

#### 第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

##### 1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する

方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

## 2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

## 3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

## 4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

## 5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

# 第7 その他

## 1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

## 2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

## 3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

#### 4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

### 第8 施行

- 1 本要領は、令和6年9月5日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（令和6年6月27日改定）」は、廃止する。

### 第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
  - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
    - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
    - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
    - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
    - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
  - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

## 「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

# 河川及びダム事業の再評価実施要領細目

## 第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

## 第3 再評価を実施する事業

### 1 用語の定義

#### (1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位（以下「評価単位」という。）に事業費が予算化されたことをいう。

#### (2) 未着工の定義

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、用地補償基準が未妥結、かつ工事に未着手の事業をいう。ただし、用地補償基準を作成しない事業の場合、「用地補償基準が未妥結」を「用地買収等の契約が1件も成立しておらず」と読み替えるものとする。

### 2 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として事業採択の単位とする。

## 第4 再評価の実施及び結果等の公表

### 1 再評価の実施手続

#### (1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

①独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

##### 1) 再評価の実施主体

関係地方整備局及び水資源機構等とする。

##### 2) 再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、関係地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

##### 1) 再評価の実施主体

関係地方公共団体及び都市再生機構等とする。

##### 2) 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、関係地方公共団体と都市再生機構が共同して行うものとする。

#### (2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等を本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出する（水資源機構施行事業については、関係地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に送付する（都市再生機構施行事業については、関係地方公共団体及び都市再生機構の連名で河川計画課に送付する。）ものとする。

ただし、補助事業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）については、地方支分部局等は補助金交付に係る対応方針等を別紙③④により河川計画課に速やかに送付するものとする。

### (3) 都道府県からの意見聴取について

直轄事業等については、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規程により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

### (4) 河川整備計画の策定・変更の活用について

実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続を行う場合には、実施要領第4の1再評価の実施手続き、及び実施要領第5の3再評価の視点等の規定を踏まえ、実施要領に基づき適正に評価を実施するものとする。

## 第5 再評価の手法

### 1 再評価の視点

河川及びダム事業については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。

#### (1) 事業の必要性等

##### ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

- 1) 災害発生時の影響
- 2) 過去の災害実績
- 3) 災害発生の危険度
- 4) 地域開発の状況
- 5) 地域の協力体制
- 6) 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、

- 7) 河川環境等を取りまく状況
- 8) 河川及びダム湖等の利用状況 等

##### ② 事業の投資効果

- 1) 費用対効果分析

##### ③ 事業の進捗状況

- 1) 事業採択年
- 2) 用地着手年、工事着手年
- 3) 事業進捗状況 等

#### (2) 事業の進捗の見込み

- ① 今後の事業スケジュール 等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

①代替案の可能性の検討

②コスト縮減の方策 等

## 第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

## 第7 施行

1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。

2 本細目の施行に伴い、平成21年12月24日に改定された「河川及びダム事業の再評価実施要領細目（国河計第88号）」は廃止する。

## 農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号  
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号  
令和5年1月20日付け4農振第2328号

### 第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

### 第2 対象事業及び実施時期

#### 1 再評価

- (1) 事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ及び（2）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。
  - ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
  - イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度
  - ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと
- (2) 当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。
- (3) （1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

#### 2 事後評価

- (1) 事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体

の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

### 第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあっては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。  
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

### 第4 事業評価の実施

#### 1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

[再評価地区別資料記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

#### 2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

[事後評価地区別結果書記載項目]

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

(2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。

(3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

## 第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

## 第6 評価結果等の公表

1 畜産局長等は、基本計画第5の3の(4)のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。

2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

## 第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

## 第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

## 第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

# 社会資本整備総合交付金交付要綱

平成22年 3月26日 制定  
令和 7年 3月31日 最終改正

## 第1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

## 第3 定義

### 一 社会資本整備総合交付金

第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

### 二 交付対象事業

第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

### 三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

### 四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

#### 第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

#### 第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本整備総合計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

#### 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

##### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
  - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
  - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
  - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
  - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
  - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
  - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
  - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
  - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
  - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
  - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)

- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）  
（⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。)を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

$A_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

$\alpha_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率

$l$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

$B_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\beta_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。）

$m$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

$C_j$ ：要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\gamma_j$ ：要素事業  $j$  に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

$n$ ：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

$D_j$  : 要素事業  $j$  の当該年度の事業費

$\phi_j$  : 要素事業  $j$  に係る国費率

$p$  : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
  - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第2項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

## 第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
  - 一 都市再生整備計画
  - 二 地域住宅計画
  - 三 広域活性化計画
  - 四 みなと振興計画
  - 五 地域活力基盤創造計画
  - 六 都市公園等統合補助事業計画
  - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
  - 八 古都保存事業計画
  - 九 緑地保全等事業計画
  - 十 緑地環境整備事業計画
  - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
  - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

## 第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
  - 一 整備計画の廃止
  - 二 整備計画の期間の変更
  - 三 整備計画の目標の変更
  - 四 整備計画の全体事業費の変更
  - 五 要素事業の新設又は廃止
  - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
- 7 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第3号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条の交付金（同法第83条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第8第1項第1号から第9号までに掲げる事項以外のものを同項第10号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第6条の2第4項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第8第1項第10号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

## 第2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式4により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式5により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式6により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式7により作成するものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

### 第3 社会資本総合整備計画の評価について

#### 【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
  - 一 目標の妥当性
  - 二 整備計画の効果及び効率性
  - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

#### 【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
  - 二 事業効果の発現状況
  - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
  - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

#### 第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

#### 第5 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑰に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画等については、本通知中「地方整備局等」とあるのは「地方運輸局等（沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局運輸部、その他の区域にあっては各地方運輸局交通政策部をいう。）」と読み替えるものとする。

#### 第6 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前

に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16607号）

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け国官会第28956号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16029号）

この通知は、令和5年10月1日から施行する。